

<題名>

【茨城県より・まん延防止等重点措置の適用が決定しました。】飲食店等への営業時間短縮の要請について

<本文>

本日、茨城県にまん延防止等重点措置が適用されることが決定しました。
それに伴い、まん延防止等重点措置として、県内すべての飲食店等に対し、1月27日（木曜日）から営業時間の短縮を要請いたします。

詳細は茨城県ホームページに掲載されている資料でご確認いただけます。

→https://www.pref.ibaraki.jp/sangyo/chusho/kikaku/r4_1_jitan.html

【要請の期間】

令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで（25日間）

【営業時間短縮要請の対象エリア（市町村）】

県内全域（すべての市町村）

【要請の対象業種】

すべての飲食店

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗

※販売を目的とした施設（テイクアウト・デリバリー・イートインなど）及び特定の者のみが訪れる施設（社員食堂、宿泊施設において宿泊客のみを対象とした飲食店）は要請の対象外であり、通常通り営業可能です。

【要請の内容】

- 要請期間の当初に「(1) 又は (2) のいずれか」を店舗ごとに選択してください。
 - (1) 午後8時以降営業自粛・酒類の提供の終日停止
 - (2) 午後9時以降の営業自粛 ※(2) では酒類の提供は終日可能です。
- 同一テーブルでの会食は、4人まで（乳幼児や介助者等は除く。）（ワクチン接種歴や検査実施の有無によらず、4人まででお願いします。）
 - ◆午後8時又は午後9時までにお客様に退店していただき、お店を閉じていただくようお願いいたします。
 - ◆代行待ちの時間などを踏まえて、ラストオーダーの時間を決めるなどのご対応をお願いします。

- ◆「感染防止対策確認済店」のステッカーをお持ちでない店舗は、下記より感染対策の確認見回りをお申込みいただきますようお願いいたします。

<https://ibaraki-amabie.jp/>

【協力金について】

- ・要請期間全てにご協力いただいた方に、協力金を支給します。
- ・協力金の申請受付は2月中旬に開始予定です。
- ・中小企業1店舗あたりの支給額は、
 - (1)の要請に従った場合：3～10万円（売上高に応じて算定）
 - (2)の要請に従った場合：2.5万円～7.5万円（売上高に応じて算定）
- ・申請方法など詳細は、後日、県ホームページ等で公表するとともに、いばらきアマビエちゃんからのメールにて、改めてご案内いたします。

【留意事項】

- 営業時間短縮要請期間中は、営業時間短縮の取り組み状況を確認するため、夜間の見回りを実施しており、状況に応じて店内の確認をさせていただきます。
- ・午後8時又は午後9時以降も営業をしていることを確認した店舗から協力金の申請があった場合は、厳正に対処いたしますのでご注意ください。
- ・ご自身の店舗が要請に該当するかなど、ご不明な点は、以下の連絡先までお問い合わせください。

引き続き、いばらきアマビエちゃんの利用促進など感染拡大防止へのご協力をよろしくお願いいたします。

=====問合せ先=====

茨城県営業時間短縮要請協力金問合せ窓口

電話：029-301-5393

受付時間：9時から17時（平日のみ）

=====

■よくある質問

Q1：当初、(1)の要請に従い期間の途中から(2)の要請に従った場合、協力金はどのように申請すればいいか？

⇒ A1：協力金の日割り支給等はありません。全期間(2)の要請に従ったものとして(1日あたりの支給額2.5万円～7.5万円)で協力金を申請してください。

Q2：(1)の要請に従った場合、酒類は何時まで提供していいか？

⇒ A2：(1)の要請に従う場合、酒類の提供は終日停止してください。持ち込みも含みません。

Q3：(2)の要請に従った場合、酒類は何時まで提供してよいのか？

⇒ A3：(2)の要請に従う場合は、酒類は終日提供いただいて構いません。

Q4：通常の営業時間が20時以降で完全休業の場合、協力金の対象となるのか？

⇒ A4：「20時までの営業時間短縮・酒類提供なし」の要請にご協力いただいたこととなりますので、協力金の支給対象となります。

Q5：通常20時までに営業を終える店舗の場合、休業すれば協力金の対象になるか？

⇒ A5：対象になりません。